

降積雪期における 輸送の安全確保の徹底！

今般、国土交通省自動車局長より、(公社)全日本トラック協会会長あてに、国自安第139号、平成30年11月30日付、「**降積雪期における輸送の安全確保の徹底について**」と題する通達が発せられ、これを受け、(公社)全日本トラック協会会長から当協会会長あてに、全ト協発第475号(環)、平成30年12月6日付で同様の通達が発せられております。(当協会ホームページ参照願います。)

更に、国土交通省及び警察庁において、平成30年12月中に公布・施行を予定する「**道路標識、区画線及び道路標示に関する命令**」の一部改正作業が進められており、改正後の命令が施行された場合、**標識により規制された区間においては、タイヤチェーンを装着していない車両の通行が禁止**されます。

つきましては、これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保に遺漏のないよう、本趣旨をご理解のうえ事故防止に努めてください。

チェーン規制 の検討状況について

今般、国土交通省では、冬期道路交通確保対策検討委員会でとりまとめられた、「大雪時の道路交通確保対策の提言 中間とりまとめ」に基づき、「**道路ネットワーク機能への影響を最小化**」するため、**除雪体制の強化や集中除雪、大雪時の需要抑制**の呼びかけ等の取り組みを進めているところです。

○ このうち、**チェーン規制**については、

時期: **大雪特別警報**や**大雪**に対する**緊急発表**が行われるような**異例の降雪時**

場所: **勾配の大きい峠部**で、これまでに**大規模な立ち往生**などが発生した区間を

対象として、**従来であれば通行止め**となる状況において、**タイヤチェーン装着車のみ通行を可能**とするものですが、現時点で、前記、国土交通省と警察において、調整しているチェーン規制区間は、全国13区間(うち直轄国道6区間、高速道路7区間)具体的な規制の開始時期については、決まり次第お知らせします。(国交省)

○ また、**大雪が予想される2～3日前より、通行止め実施の可能性**がある旨について

事前広報を行い、**不要不急の外出を控える**ことや、**広域迂回**、並びに**物流車両の運行計画の見直し**などについて、**地域住民や道路利用者に周知**します。

○ 現時点での調整箇所県

直轄国道～山形県、静岡県、新潟県、福井県、広島県、島根県、愛媛県

高速道路～新潟県、長野県、山梨県、石川県、福井県、滋賀県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県

※ **具体的な調整道路名、区間、延長等については当協会ホームページ参照。**